

被災した中小企業者の事業再開を支援します

▷申請先/問い合わせ先=商工課商工係(☎内線109)

市では、東日本大震災津波で被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、経済基盤の復興と就業機会の確保のため、被害を受けた店舗、工場、事業所など、事業再開のために不可欠な被災資産を復旧する場合に要する経費に対して補助金を交付します。

▷対象業種=中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する業種【医療業(療術業、歯科技工所は除く)、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、協同組合、学術・開発研究機関を除く】のうち、市が認める業種

▷対象経費=次の被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な資産の復旧に要する経費(他社への貸与を目的とするものを除く)

- ・建物とその付属設備(暖冷房・照明・通風設備、昇降機、その他の建物に付属する設備)
 - ・構築物
 - ・機械、装置(ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械装置を除く)
- ※店舗などと住宅が一体の場合は、店舗などに関わる部分が対象となります。

▷補助要件

- ・復旧に要する経費が100万円以上であること
- ・事業拠点の主たる施設が滅失していること
- ・東日本大震災津波により被災した企業の復旧経費を対象とした国、県、市が実施するほかの補助金の交付を受けていないこと

▷補助率=1/2以内(上限は2,000万円)

▷期間要件=補助金の交付が決定した年度内に補助事業を完了し、事業を再開すること

▷雇用要件=事業を再開した日の属する年度から起算して、3年が経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復すること

▷その他

- ・製造業、宿泊業以外の業種は、市独自の算定基準で補助金の額を算出します。
- ・平成23年3月11日以降に実施した事業にさかのぼって適用します。
- ・業種を変更した場合は、補助対象になりません。

▷申請締切日=5月31日(木)

▷申請書の配布先=市役所本庁商工課、大船渡商工会議所

中小企業団体の各種事業に補助金を交付します

▷申請先/問い合わせ先=商工課商工係(☎内線109)

市内中小企業団体による同業種・異業種交流、新商品開発、販売促進、人材養成、商店街づくりの各種事業に補助金を交付します。

また、平成30年度は、新たに外国人観光客受入促進事業を加え、施設案内表示などの外国語表記、外国人接客ツールの作成、研修会・講習会の開催などの活動を支援します。

▷対象=市内の中小企業者で組織している団体など(代表者の定めがあるものに限り)

▷対象事業・補助額=下表のとおり

| 事業区分 | 補助率【※1】 | 補助上限額 |
|--------------------|--------------|----------------|
| ① 外国人観光客受入促進事業(新規) | 1/2以内(1/2以内) | 1団体あたり50万円【※2】 |
| ② 同業種・異業種交流促進事業 | 1/2以内(1/2以内) | |
| ③ 新商品開発促進事業 | | |
| ④ 販売促進事業 | | |
| ⑤ 人材養成促進事業 | | |
| ⑥ 商店街づくり事業 | | |

※1=()は、東日本大震災被災企業(り災証明により確認)を含む団体が申請する場合の補助率です。

※2=①外国人観光客受入促進事業を申請する団体は、②~⑥のいずれかの事業も申請ができます。その場合の補助上限額は、1事業あたり50万円、1団体あたり合計100万円になります。

▷応募方法=希望する団体は、事業計画書を提出してください。

※必要書類は、市役所本庁商工課に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

▷応募締切日=5月31日(木)

▷交付決定=事業内容の審査を経て、交付決定の手続きを行います。

▷事業計画策定にあたっての留意点

- ・これまで視察事業に補助を受けたことのある団体が、再び類似目的で視察を行う場合の経費は補助対象外となります。
- ・補助金交付決定通知書を受けた後に事業の変更・中止をするときは、直ちに商工課に連絡し、必要な手続きをしてください。
- ・事業は、平成31年3月31日までに完了しなければなりません。
- ・事業計画書はできるだけ具体的に記載してください。
- ・コンサルタントへの委託費・ハードウェア作成費などは、見積書を添付してください。



行政相談委員にお気軽にご相談ください

▷問い合わせ先=市民環境課市民生活係(☎内線128)

市内には総務大臣から委嘱された3人の行政相談委員がいます。

行政相談委員は、国が行う仕事をはじめ、NTT東日本、東日本高速道路株、国立大学法人、日本年金機構などの特殊法人や独立行政法人などが行っている仕事についての相談を無報酬で行っています。

困っていること、要望したいことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

▷行政相談委員の皆さん

- ・菅野八重子さん(猪川町/☎@4413)
- ・刈谷利雄さん(三陸町越喜来/☎@2306)
- ・丹野秀次さん(大船渡町/☎@2180)

▷相談場所など=行政相談は、毎月1回、市役所で実施しています。また、行政相談委員の自宅や電話でも相談に応じています。

※相談日は広報大船渡お知らせ版でお知らせします。

※相談は無料で秘密は守られます。

4月の行政相談日(要予約)

▷期日=4月17日(火)

▷時間=午後1時~3時

▷場所=市役所本庁第1会議室



赤十字奉仕団員を募集しています

▷問い合わせ先=地域福祉課生活支援係(☎内線184)

平成30年度にモデル奉仕団の指定を受けた「大船渡市赤十字奉仕団」では、団員を随時募集しています。

災害発生時は、応急手当てや炊き出しなどで地域公民館などの地域活動に協力します。また、平時は、災害発生時に備えて、さまざまな研修・講習会や訓練に参加するほか、ボランティア活動を通じて、団員同士や地域とのつながりを大切に活動を行っています。

さらに、赤十字活動として、献血への協力呼び掛けや各種募金活動、県内外の奉仕団との研修・

交流を行うなど、多くの皆さんとのつながりを作り、気軽に明るい活動をしています。

奉仕団では、1年間を通してさまざまな活動していますが、団員はそれぞれ無理なく参加できる範囲で活動しています。

学生や就業中の人、退職して地域公民館活動をしている人などのほか、何か得意なことを生かしてみたいという皆さん、まずは奉仕団の活動内容について気軽にお問い合わせください。

少しでも興味のある皆さん、できることから一緒に活動してみませんか?